

とうなうんが
【9】東名運河

1.概要

東名運河は、明治時代に開削された鳴瀬川と松島湾を繋ぐ運河である。

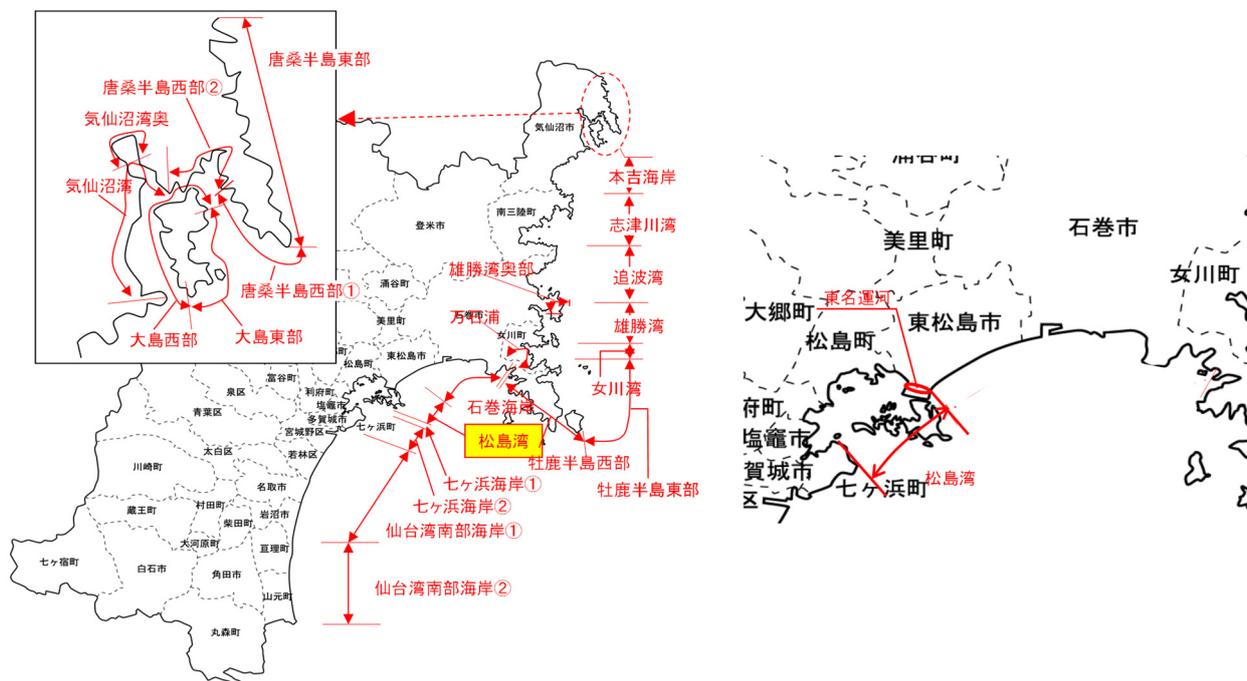


図 4-9-1 位置図【東名運河】

2.震災後の状況

(1) 被災前後の状況

震災以前、運河沿いに集落及び農地が広がっていたが、地震の津波により、集落及び田畑は壊滅的な被害を受けた。また、運河堤防も全線にわたって護岸崩壊等の被害が発生した。



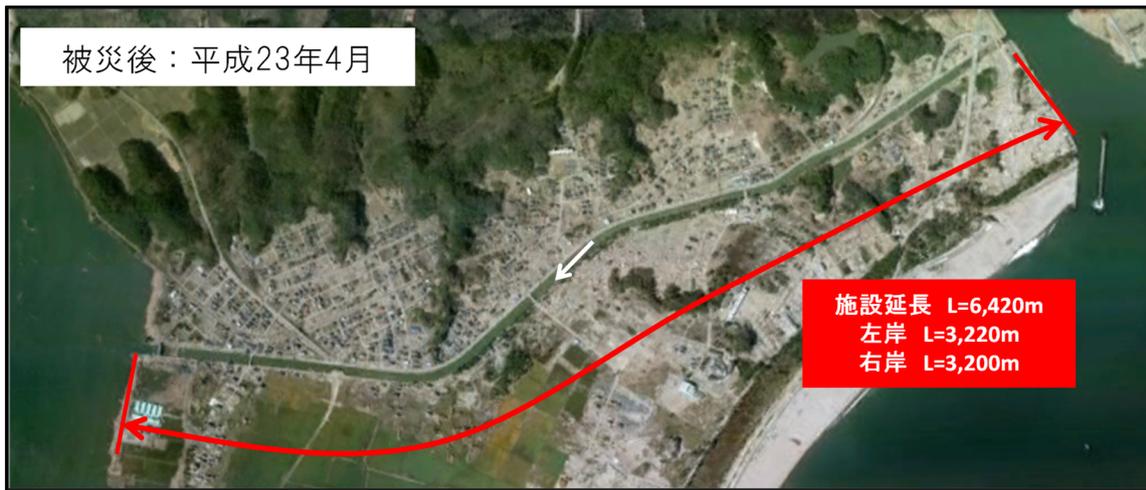


図 4-9-2 震災前後の東名運河の状況【東名運河】

(2) 被災状況

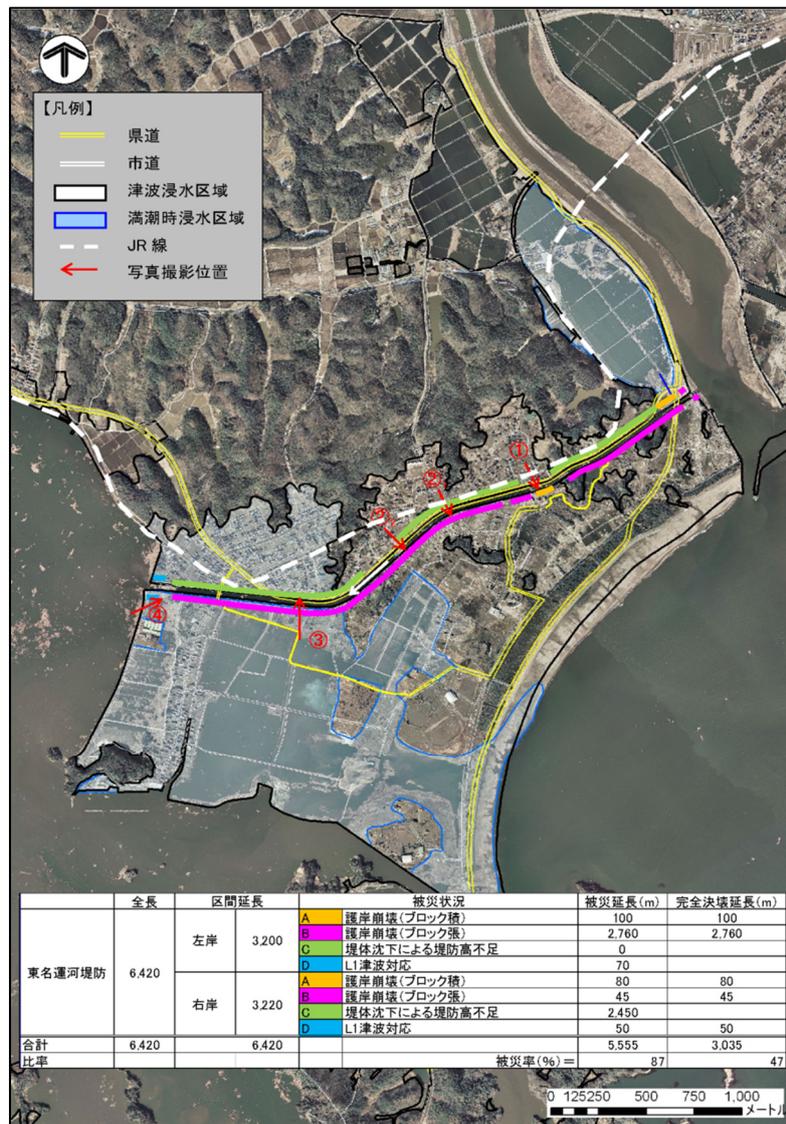


図 4-9-3 被災状況【東名運河】

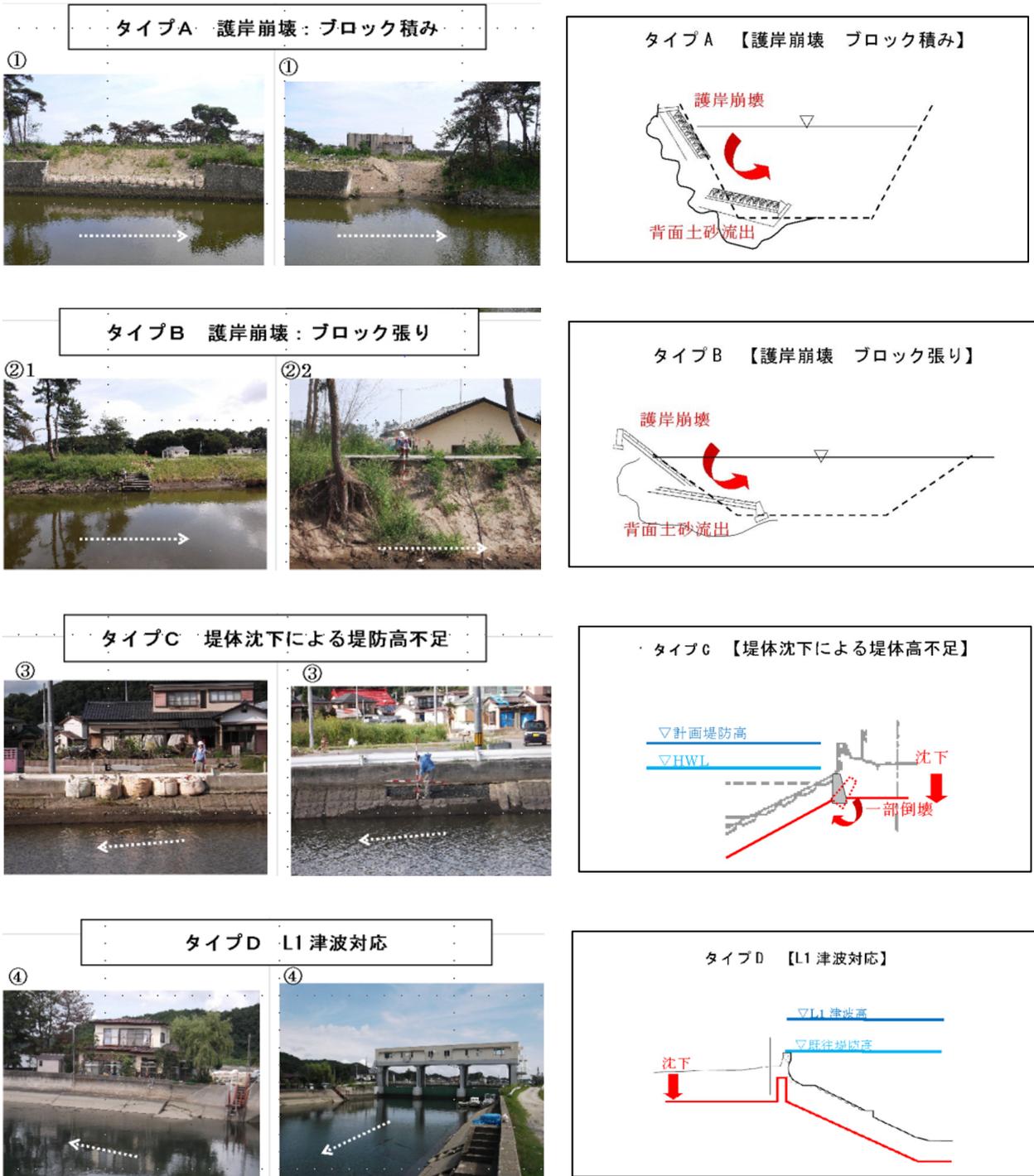


図 4-9-4 被災形態【東名運河】

3.復旧計画

(1) 復旧方針

- ・ 復旧計画における護岸法線は、被災前の現況法線とする。
- ・ 東名水門は新設する方針としていたが、既設水門照査の結果、現況水門補強とカーテンウォール設置で対応可能であるため復旧方針を変更する。
- ・ 当該地区は特別名勝松島に指定されており、東松島市との協議の結果、河川護岸のブロックの選定では、景観に配慮した擬石タイプの大型ブロックを採用する。
- ・ 査定時で市道部復旧は未計上としていたが、被災前において市道部は河川の管理用道路との兼用道路として整備されていたことから、当該事業において市道兼管理用道路復旧も含めた設計とする。
- ・ 東名運河は東松島市の指定文化財及び特別名勝松島の保護地区内となっており、被災前から景観に配慮した環境ブロック護岸で整備が行われてきたところであった。災害復旧工事の許可にあたっては、価値保全や景観への調和等を考慮しながら審査されることとなり、市教育委員会との事前協議では景観型ブロックを使用することについて条件を付されている。そのため、東松島市との協議により、景観配慮型の護岸形式を選定する。

(2) 工事概要

- ・ 復旧延長 L=2,910.8m
- ・ ブロック積工 A=940m²
- ・ ブロック張工 A=17,080m²
- ・ 築堤護岸工 L=93.7m
- ・ 水門工 N=1 基

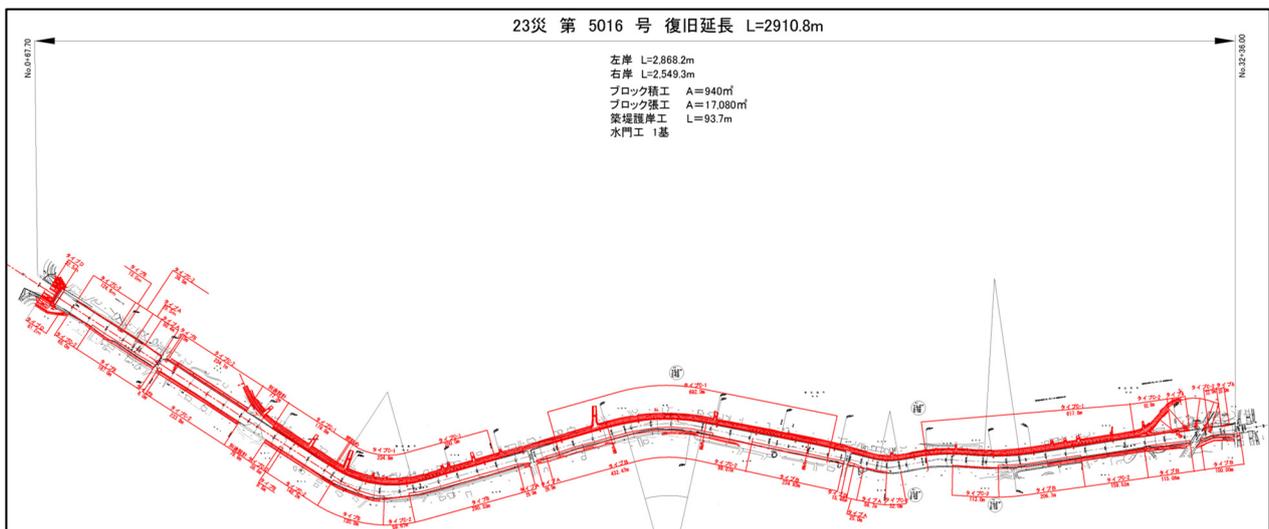


図 4-9-5 復旧計画平面図【東名運河】

